

「総務部長」に改め、「危機管理室長」の次に「又は防災消防課長」を加える。

第 21 条を次のように改める。

(総合政策局長及び総務部長への合議)

第 21 条 次の各号に掲げる事項については、総合政策局長及び総務部長に合議をしなければならない。

- (1) 県行政の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 重要な事業の計画及び実施方針の決定に関すること。
- (3) その他重要な事項の決定に関すること。

別表第 1 総合調整局の項中、

「

政策調整課	
-------	--

」を「

政策調整課	
企画課	

」に改め、同表同局危機管理室

の項を削り、

同表総務部の項中「

市町村総室	
-------	--

」を「

市町村総室	
危機管理室	

」に改め、同表企

画振興部企画課の項を削り、同表中「企画振興部」を「地域振興部」に改め、同表中「総合調整局」を「総合政策局」に改める。

別表第 3 総合調整局政策調整課の項中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、同項の次に次のように加える。

3 特定政策推進室に関すること。			
------------------	--	--	--

別表第 3 総合調整局政策調整課の項第 5 項中「総合調整局長室」を「総合政策局長室」に改め、同項を同課の項第 4 項とし、同表同局同課の項の次に次のように加える。

企 画 課	1 県の政策及び施策の総合的な企画及び調査研究に関すること。			
	2 県総合計画の策定及び進行管理に関すること。			
	3 知事会、九州地方行政連絡会議及び九州地方開発推進協議会に関すること。			
	4 地方分権に関すること。			
	5 行政評価室に関すること。			

別表第 3 中「総合調整局」を「総合政策局」に改める。

別表第 3 中総務部防災消防課の項及び同表企画振興部企画課の項を削り、同表中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

別表第 4 中「

局	室	分掌事務	知事決裁事項	局長専決事項	危機管理監専決事項	室長専決事項
---	---	------	--------	--------	-----------	--------

」を「

部	課	分
---	---	---

」

「

掌事務	知事決裁事項	部長専決事項	危機管理監専決事項	課長専決事項
-----	--------	--------	-----------	--------

」に改め、同表総合調整局危機管理室

の項の次に次のように加える。

防災消防課	1 災害対策基本法（昭和 36 年法律第	1 同法第 2 条第 1 項第 6 号の規定による指定地方公共機関を指	1 同法第 13 条第 1 項の規定により中央防災会議に資料の提出	1 同法第 53 条第 1 項及び県地域防災計画の定めるところによ	1 同法第 17 条第 2 項の規定による市町村防災会議の協議会の
-------	----------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------